

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

訪問介護 わたや		医療法人岸田会 さしだ歯科吉見 診療所		厚友クリニック 若葉			はくれん 在宅クリニック		名称
北葛飾郡杉戸町清地 三―八―二二		比企郡吉見町大和田 一九七―二		鶴ヶ島市富士見 一―九―三四―一F			春日部市中央三―五 一―四―サンウエス ティン一〇三		所在地
介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	訪問リハビリテ― ション	訪問看護	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理指導	サービスの種類
平成二十九年 三月三十一日		平成二十九年 四月一日		平成二十九年 四月一日			平成二十九年 三月三十一日		廃止年月日